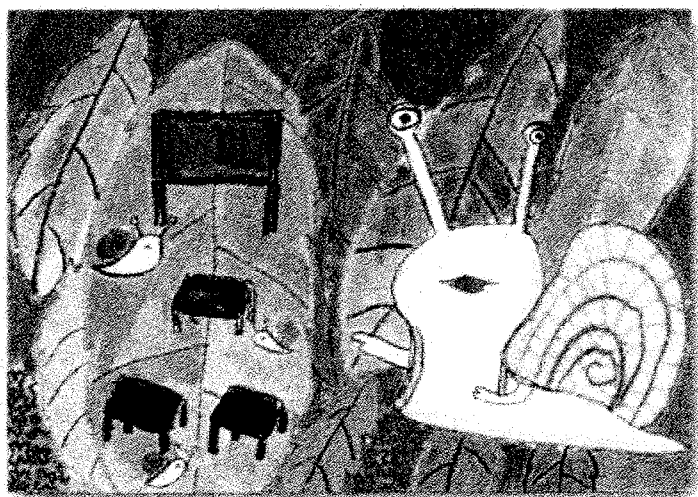


子ども中心の 面会交流

こころの発達臨床・裁判実務・法学研究・
面会支援の領域から考える

梶村太市 ※長谷川京子 編著



日本加除出版株式会社

編集・執筆者

- かじむら たいち
梶村 太市 弁護士（第二東京弁護士会）／常葉大学法学部教授
元早稲田大学法科大学院教授／元横浜家庭裁判所部総括判事
- はせがわきょうこ
長谷川京子 弁護士（兵庫県弁護士会）

執筆者（執筆順）

- わたなべ ひさこ
渡辺 久子 乳幼児・児童思春期精神科医
（前・慶應大学病院／現・渡邊醫院）
- たなか きわむ
田中 究 児童精神科医・兵庫県立光風病院院長
（前・神戸大学医学部附属病院）
- ジョアン・S・マイヤー 弁護士
ジョージワシントン大学法科大学院特任教授
- たかはし むつこ
高橋 睦子 吉備国際大学大学院社会福祉学研究科教授
- いわざ よしひこ
岩佐 嘉彦 弁護士（大阪弁護士会）
- おがわ とみゆき
小川 富之 福岡大学法科大学院教授
- みずの のりこ
水野 紀子 東北大学法学研究科教授
- やまぐち えみこ
山口恵美子 公益社団法人家庭問題情報センター常務理事／臨床心理士
- わたなべ よしひろ
渡辺 義弘 弁護士（青森県弁護士会）
- さいとう ひでき
斉藤 秀樹 弁護士（横浜弁護士会）
- かに やすのり
可児 康則 弁護士（愛知県弁護士会）
- あべ ともみ
安部 朋美 弁護士（兵庫県弁護士会）
- にし かたかずよ
西片 和代 弁護士（兵庫県弁護士会）
- ひでしま ゆかり
秀嶋ゆかり 弁護士（札幌弁護士会）
- さかなし たかし
坂梨 喬 弁護士（福岡県弁護士会）
元福岡家庭裁判所・地方裁判所判事部総括
- もりの としひこ
森野 俊彦 弁護士（大阪弁護士会）
龍谷大学法科大学院特任教授／元福岡高等裁判所部総括判事
- おおつか まさゆき
大塚 正之 弁護士（東京弁護士会）
早稲田大学法文学術院招聘研究員／元千葉家庭裁判所判事

5 諦めの当事者代理人

さらに問題なのは、当事者代理人たる弁護士である。弁護士にもいろいろ立場があり、こと面会交流のあり方については、離婚後の親権のあり方に関する立法論的見解とも絡んで、鋭い対立があるところではある。しかし、多くの弁護士はそうした対立とは別に、自分の依頼者の要望を素直にかなえようと腐心することは他の事件と何ら異ならない。したがって、監護親の代理人であれば、監護親の意見・希望を前提に司法手続で活動してきた。監護親が面会交流に消極的であれば基本的にはその意向を前提とする。

ところが、原則実施論が広まるにつれて、弁護士の方も、初回面談から「面会は避けられない」「面会を実施すべきだ」と方針を鮮明にするケースが目立つようになった。依頼にすら行き着かないでさまよっているような依頼者も散見されるようになった。

しかし、ここで弁護士が諦めてしまっただけでは、何のための弁護士なのだろうか。裁判所がどうであれ、原則実施論が主流となりつつあるのがどうであろうか、当事者の代理人が関わらずして撤退してどうするのであろうか。

実際、他の弁護士に相談したが、面会させることが前提でないと受任できないと言われ、信頼関係が築けないと言って、筆者のところに来て受任した事件もいくつかある。結果として、面会を完全に拒めるかどうかは事案次第であるが、当事者としての意見、希望、主張を十分裁判所や相手方に伝えるのが弁護士の仕事であり、原則実施論であろうと何も臆することなく活動すべきであろう。

6 無理な面会交流が壊した父子関係

無理な面会交流を強制しようとして、結局、親子関係を決定的に破綻させてしまった例を紹介する。横浜地判平成21年7月8日(家月63巻3号95頁)である。面会交流をする調停合意があり、1年以上実行してきたが、途中で途絶えてしまい、以後、調停条項で定めたような面会ができないことを理由に、元夫(途中で離婚が成立)が元妻に損害賠償を請求した事案である。審理中に、

監護親である元妻が新たな審判を申し立て、調査官調査を行ったところ、それまでの夫婦間の葛藤の様子、事実上の親子の交流の様子に照らし、父から面会を求めることはできないとする新しい審判が出された。問題はそれの際の調査官調査で、子(小学校高学年)が、父の自分への接し方が異様であることを切々と訴えているのである。まさに子どもの方から絶縁状である。しかし、こんなことを子に言わせてしまったこと自体が失敗ではないか。別居時は夫婦関係はともかく、親子関係は問題なかったのである。だからこそ当初は面会ができていた。ところが数年後には、一切の面会ができなくなったのである。何が原因か。筆者は、最初の調停で、夫婦間の葛藤の程度に全く配慮しない面会条項を作ってしまったことにあると考える。この段階で緩やかな面会や限定的な面会にとどめておけば、面会交流をめぐる子を巻き込む形での紛争(子どもから見て異様に思える父親の行動)を避けることができたはずである。そうであれば、子どももここまで父を敬遠しなかったはずである。無理な面会交流の強要は、親子関係の致命的な破綻のきっかけになることを知ってほしい。

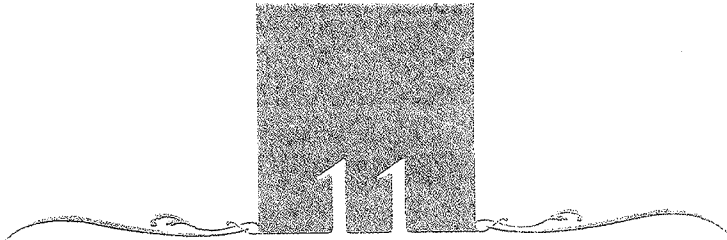
第4 非監護親へのメッセージ

筆者は、どういう事情か、圧倒的に監護親側の代理人になることが多いが、非監護親の代理人になることもある。非監護親である依頼者にいつも言っていることがある。それは、親子の交流は一生継続するものであることである。子どもが小さいときは無邪気でかわいい。会いたいというのは当然だし、自然の情であろう。しかし、この時期に会えないからと言って、親子関係が一生損なわれたりするものではない。むしろ、子どもが成長し、大人になってから、それ以降の方が、時間的にも親子の関わりは長いし、重要なのではないか。自分の思春期(小学校高学年から中学にかけて)のことを良く思い出してほしい。そんなに親と一緒に定期的にお出かけなんかしたのであろうか。

思うように面会できないとしても、別居している子どもが経済的に困らな

いように今以上に精力的に働いて養育費を送金してあげるような「カッコいいお父さん」であれば、成人になってからでも、必ず頼られる存在となるはず。そんな一生ものの親子関係を目指そう。

残念ながら、すんなり受け入れる非監護親はそういないけれど、いずれ分かってくれると信じている。



面会交流をめぐる 家裁実務の問題点

—調査官調査の可視化を中心に—

可児 康則

第1 はじめに

家庭裁判所の実務では、近時、子の福祉を害するような特段の事情が認められない限り面会交流を実施するとの姿勢が顕著である。

面会交流に関する「原則的实施論」「原則的実施施策」などと呼ばれるこのような家庭裁判所の姿勢は、「面会交流は、子が非監護親から愛されていることを知る機会として、子の健全な成長にとって重要な意義がある」との一般論から導かれている。¹⁾

しかし、このような一般化が果たして可能なのか、仮に、一般化が可能であるとしても、そこから、原則的実施論を導き、これに基づき家庭裁判所に係属している個別の案件につき解決を図ることが、子の健全な成長に有益だといえるのか、疑問である。

ここで、事例を1つ紹介する。DV事案につき、原則的実施論の立場から直接の面会交流が命じられた事例である（実際の事例そのものではなく、趣旨が変わらない程度に手を加えている。）。